

平成28年度事業計画

自/平成28年4月1日 至/平成29年3月31日

1 総 則

平成28年度の事業は前年度からの重要事業を継続しつつ、当協会の目的とする公衆衛生の向上と一般住宅の住居内環境衛生の確保を目指して、ハウスクリーニング及びインテリア製品に係るクリーニングの業務に関し技術及び技能の開発を行うと共に、その有能な技能者を育成し、もって職業の安定と地位の向上に寄与することとする。

平成24年4月より実施しているハウスクリーニング職種技能検定試験を実施する。

また、平成24年4月より休止していたハウスクリーニング科ハウスクリーニング通信訓練コースを再開する。

引き続き当協会のさらなる発展と安定的運営基盤の確保を図るため、ハウスクリーニング及びインテリア製品に係る知識の普及向上等広報事業を強化するとともに、協会組織の拡大強化に努めることとする。

2 重点事項

①職業能力開発促進法に基づく国家技能検定制度「ハウスクリーニング職に係る技能検定試験」を指定試験機関として実施する。

②ハウスクリーニング通信訓練コースを再開する。

この訓練は、職業能力開発促進法に基づく通信制による普通職業訓練の短期課程として東京都知事の認定を受け「ハウスクリーニング科ハウスクリーニング通信訓練技士コース」として平成14年度から実施しているものである。これを「ハウスクリーニング科ハウスクリーニング通信訓練コース」と改称して実施する。

③ハウスクリーニング技術研修会を開催する。

この研修会は、多様化するハウスクリーニングに関する技術の習得を図ることを目的に年5回（東京3回、大阪2回）開催する。

④ハウスクリーニング技能士研修会

この研修会は、ハウスクリーニング技能士を対象に開催する。

⑤機関誌HCAを年2回刊行するほか、ホームページの内容の充実を図るとともに、必要に応じ全会員に対し業務の参考に資するための緊急情報の提供等広報事業の充実強化を図る。

⑥会員の増強対策を継続して実施し、組織の拡大を図り財政基盤を確立する。

⑦当協会に功労のあった会員の顕彰を推進する。

⑧書籍の販売を実施する。

⑨技能士在籍認定証を発行する。

3 会議等の開催

①総 会 平成28年6月に社員総会を開催するほか、必要に応じて臨時社員総会を開催する。

②三役会 必要に応じ開催する。

③理事会 定例理事会は、毎年2月と5月に開催する。又は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催する。（決算理事会は、定時社員総会の2週間前に招集）

④委員会 総務委員会、教務委員会、総務・教務合同会議、技能検定委員会を必要に応じ開催する。

4 委員会の主たる事業

I 技能検定委員会

(1) ハウスクリーニング職種技能検定試験を実施する。

ハウスクリーニング技能検定（学科試験）

平成28年9月の1日間 仙台・東京・大阪・福岡の4会場

ハウスクリーニング技能検定（実技試験）

平成28年10月～11月のいずれかの日 仙台・東京・大阪・福岡の4会場

II 教務委員会

(1) ハウスクリーニングの技術・技能に関する調査研究を行い、次のとおり技術研修会、通信訓練を実施する。

①ハウスクリーニング技術研修会（年5回開催）

第1回 平成28年4月20日（水） 東京

第2回 平成28年6月15日（水） 東京

第3回 平成28年6月22日（水） 大阪

第4回 平成29年2月8日（水） 東京

第5回 平成29年2月15日（水） 大阪

②ハウスクリーニング通信訓練コース

平成28年6月1日～平成29年5月31日

○学科面接指導及び修了時試験

平成29年5月のいずれかの日 東京2日間

③ハウスクリーニング技能士研修会

平成29年1月のいずれかの日 東京1日間

(2) その他委員会の所掌に属する事業の充実、実施について検討する。

III 総務委員会

①機関誌 HCA を年2回刊行する。

②必要に応じ全会員に対し業務の参考に資するための緊急情報を提供する。

③会員名簿を総会終了後刊行する。

④ホームページの効率的活用を利用して広報体制を充実する。

⑤会員増強事業を充実し、会員拡大に努め、財政基盤の強化に資する。

⑥関連団体との連絡を密にし、技能検定制度の充実を図る。

⑦各種規程等の整備を促進し、協会の運営に資する。

⑧損保関係の事業に対処し、会員の利便に資する。

⑨セミナー及び工場見学会の実施を検討する。

⑩その他、所掌事項の効果的方策等について検討する。

⑪その他、他の委員会の所掌に属さない事項について対処する。

(以上)